



# 鳥取県公報

平成15年6月30日(月)  
号外第103号

毎週火・金曜日発行

が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

## 目 次

人委規則	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(23) (給与課).....	1
------	--	---

## 人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第23号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分



保育専門 学院								次 長	次 長	院 長				
略														
倉吉総合 看護専門 学校								次 長 事務長	次 長 事務長	次 長 事務長				
略														
地方農林 振興局								係 長	係 長	課長補佐 次 長	課長補佐 次 長	局 長 副 局 長 課 所 長	局 長 副 局 長	
略														

備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
組織					
略					
知事の事務部局	本 庁		副 主 幹	参 事 主 幹 副 主 幹	
	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
組織					
略					
知事の事務部局	本 庁		副 主 幹	参 事 主 幹 副 主 幹	
	略				

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
組織					
知事の事務部局	地 方 機 関 総 合 事 務 所		保健衛生課の課長	局 長 副 局 長 課 長	局長(日野総合事務所の局長を除く。)

保育専門 学院								次 長	次 長	院 長				
日野保健 所								係 長	係 長	課長補佐 係 長	課長補佐	課 長		
略														
倉吉総合 看護専門 学校								次 長	次 長	次 長				
略														
地方農林 振興局								係 長	係 長	課長補佐 室長補佐 次 長 係 長	課長補佐 室長補佐 次 長	局 長 副 局 長 課 所 長	局 長 副 局 長	
略														

備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
組織					
略					
知事の事務部局	本 庁		主 幹 副 主 幹	主 幹 副 主 幹	
	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
組織					
略					
知事の事務部局	本 庁		主 幹 副 主 幹	主 幹 副 主 幹	
	略				

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
組織					
知事の事務部局	地 方 機 関 日野総合事務所			局 長	

略					
健康福祉センター		課長	所部課	長長長	所部課
精神保健福祉センター		課長	所課	長長長	所課
日野保健所		課長	所課	長長長	所課
略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局			係長	係長	課長補佐 保健衛生課 の課長 係長	課長	課長
			係長	係長	課長補佐 保健衛生課 の課長 係長	課長	課長
略							

備考 略

略					
福祉保健局		保健衛生課の課長	局副局長	局長(支局の局長を除く。)	局長
精神保健福祉センター		課長	所課	所課	所課
略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局			係長	係長	課長補佐 保健衛生課 の課長 係長	課長	課長
福祉保健局			係長	係長	課長補佐 保健衛生課 の課長 係長	課長	課長
略							

備考 略

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。